

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	社会教育のための学校施設利用の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	社会教育法第 45 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	社会教育法第 44 条第 1 項 美郷町立小中学校管理規則第 34 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>使用許可に当たっては、社会教育法第 44 条第 1 項の趣旨並びに美郷町立小中学校管理規則第 34 条第 1 項の規定に該当するかどうかを判断する。</p> <p>・社会教育法第 44 条第 1 項の運用について</p> <p>(1) 「学校教育上支障がないと認める限り」とは、学校教育本来の目的である学校の教育課程として行われる教育活動（授業、行事等）を阻害し、若しくは支障をきたし、又は児童、生徒の学習に悪影響を及ぼす状態が起きないかどうかを使用申請者に十分に聴取したうえで判断する。</p> <p>(2) 「社会教育のために」とは、社会教育法第 2 条において、「この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と規定されていることを踏まえ、申請書に記載された使用目的について、それが組織的かつ継続して行われる活動であるかどうかを確認する。なお、今日では生涯学習等を含め社会教育の範囲は多様化していることから、使用許可に当たっては事項の場合を除いて活動の内容より判断する。</p> <p>(3) 宗教活動、政党活動、営利・企業活動（前述の諸活動に関連性がある場合を含む。）に該当する場合は、使用の許可をしない。</p> <p>○美郷町立小中学校管理規則 （使用） 第 34 条 校長は、学校教育上支障がないと認めたときは、学校の施設、設備を社会教育その他公共のために使用させることができる。ただし、長期の使用又は異例の使用の場合には、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。</p>
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	7 日

備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日